

事業者の方は、毎年1月1日現在における事業用の構築物・機械などの償却資産について、その償却資産の所在地の市町村長に申告する必要があります。工場や商店などを

**事業主の皆さまへ  
償却資産の申告は  
1月31日(月)までに**

http://www.eltax.jp/  
e L T A X ホームページ

▼問合せ先

税務課(内線233)

●法人市民税申告

●固定資産税(償却資産)申告

●給与支払報告書の送付

●利用開始日 12月20日(月)

利用できる手続き

利用開始日 12月20日(月)

利用できる手続き

**e L T A X (エルタックス)による  
地方税電子申告の受付開始**

e L T A X (エルタックス)とは、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムのことで、これにより、地方税の申告が自宅やオフィスのパソコンからインターネットを利用して行うことができるようになります。e L T A X を利用するために準備するものや利用の流れは、e L T A X ホームページで確認してください。利用開始日 12月20日(月)利用できる手続き

利用できる手続き



**「できるだけ早く  
下水道の利用を！」**

▼問合せ先 連絡先 税務課 産税担当(内線236)

利用できる手続き

**身近にあります！障がい者に関するマーク**

～12月3日から12月9日までは障害者週間です～

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化そのほかあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、12月3日から障害者の日である12月9日までの1週間は障害者週間と定められています。ところで、街には障がい者に関するいろいろなマークがありますが、皆さんお気づきですか？街でこれらのマークを見かけたら、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

マーク・名称	マークの意味	マーク・名称	マークの意味
障害者のための国際シンボルマーク	全ての障がい者を対象にしたシンボルマークで、障がい者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。建物の規定など、マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)が、公共の施設や交通機関、民間施設(スーパーやレストランなど)でも同伴できることを知っていただくためのマークです。補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練され、衛生面でもきちんと管理されており、体の不自由な方の体の一部となって働いています。
身体障害者標識	肢体不自由であることや聴覚障がいであることを理由に免許に条件が付いている方が運転する車に表示するマークです。(身体障害者標識の表示については努力義務、聴覚障害者標識の表示は義務となっています。)	オストメイトマーク	人工肛門や人工膀胱を保有する方(オストメイト)を示すシンボルマークで、オストメイト対応のトイレの入口に表示されています。オストメイト対応トイレには、排泄物の処理、腹部の人工肛門の周辺の皮膚や装具の洗浄ができる設備が設けられています。
聴覚障害者標識	危険防止のためなどのやむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	ハートプラスマーク	身体の内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能、肝臓)に障がいのあることを表しています。内部障がい者は外見からは分かりにくく、「障がい者じゃないのに、障がい者用の駐車場を使っている」など、様々な誤解を受けることがあるため、障がいを持っていることへの配慮を求める場合に使用されています。
盲人のための国際シンボルマーク	世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。例えば、横断歩道の歩行者用信号ボタンで見かけることがありますが、この信号機は、視覚障がい者が安全に渡れるよう、青信号の時間が長めになっています。		
聴覚障害者シンボルマーク(耳マーク)	聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は、外見からは分かりにくいために、「返事をしない」などと誤解をされたり、不利益なことになったり、危険にさらされたりするなど、社会生活上で不安が少なくありません。シールやカードなどにより、聞こえないことへの配慮を求める場合に使用されています。		

市役所では、これらのマークの頒布は行っていません。障がい者に関するマークについての詳しいことは福祉課までお問い合わせください。  
問合せ先 福祉課社会福祉担当(内線751・752)



**くらしの情報**

**製造事業所の皆さまへ  
統計調査にご協力ください**

平成22年工業統計調査を12月31日現在で行います。調査の実施にあたっては、12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。なお、調査票に記入していただいた内容については統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

▼問合せ先 企画情報課(内線222)

利用できる手続き

**水道管にも冬支度を**

これからますます寒さが厳しくなると、水道管が凍ったり破裂することがあります。水道管が次のようなところにある場合は、水道管の防寒をしましょう。

●風当たりの強い戸外にある

●北向きで日陰にある

●地上に露出している

○水道管の防寒方法

水道管が露出しているようなところは、発泡スチロールなどの保温材を巻き、さらにビニールテープを巻いて水が入らないようにして防寒をしましょう。

○水道管が凍って水が出なくなったら

凍った部分にタオルなどをかけ、上からぬるま湯をゆっくりにかけてください。急に熱い湯をかけると、水道管や蛇口にひびが入る場合がありますので注意してください。

○水道管が破裂したとき

水道管が破裂したときは、止水栓を締めて水を止め、市指定業者に修理を依頼してください。また、破裂事故に備えて、お宅の止水栓の位置を確かめておきましょう。

※ほとんどのお宅の止水栓は水道メーターと同じ場所に

あります。

○メーター点検で漏水の確認を

冬は、雪のために目につかない場所でも水道管が破裂し、水が漏れていることがあります。漏水を確かめる方法として、家中の蛇口を閉めてメーターを見てください。メーターがまわっていたら漏水です。ときどきメーターを点検し、漏水に注意しましょう。

▼問合せ先 上下水道課(内線452)

利用できる手続き

利用できる手続き

利用できる手続き

利用できる手続き

利用できる手続き

利用できる手続き